

日・スウェーデン社会保障協定 説明会

厚生労働省年金局国際年金課
日本年金機構事業企画部国際事業グループ

この説明会資料は、2022年5月13日時点の情報に基づき作成しています。
最新の情報は、日本年金機構HP等でご確認をお願いいたします。

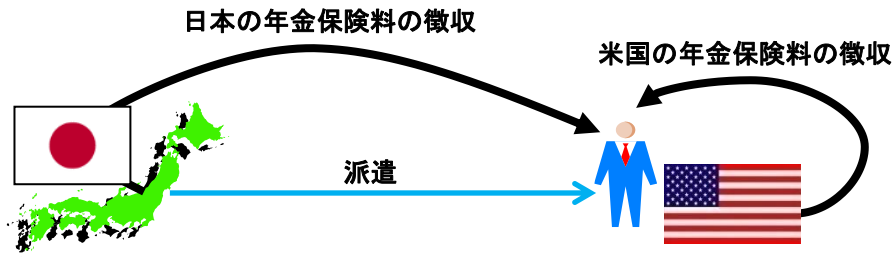
I 社会保障協定の概要

社会保障協定の概要

- 社会保障協定の目的 … 国際間の人的移動の活発化に伴う年金等に係る課題の解決
 ⇒ 年金については、年金保険料の二重負担、年金受給資格の確保が課題となっている。

年金保険料の二重負担の課題

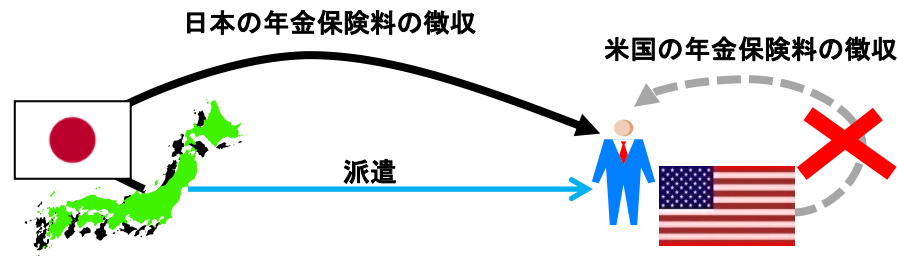
○ 協定発効前



⇒ 日本の年金保険料と米国の年金保険料の両方を払うことが必要。

適用法令の調整

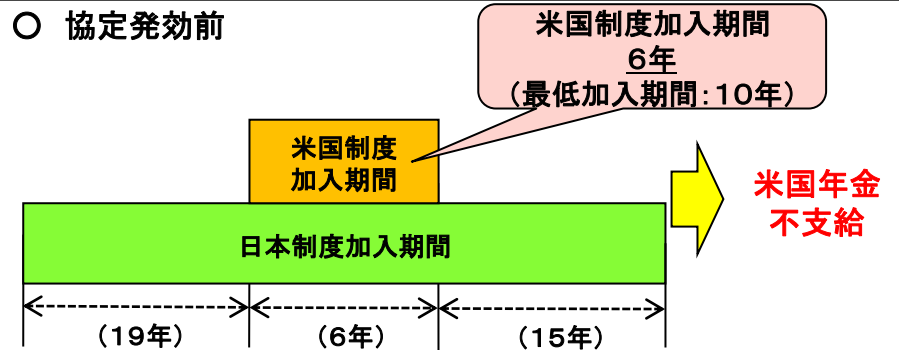
○ 協定発効後



⇒ 短期の派遣（５年間以内）の場合は、日本の制度にのみ加入し、米国制度への加入義務免除（原則は就労国でのみ加入）。

年金受給資格の確保の課題

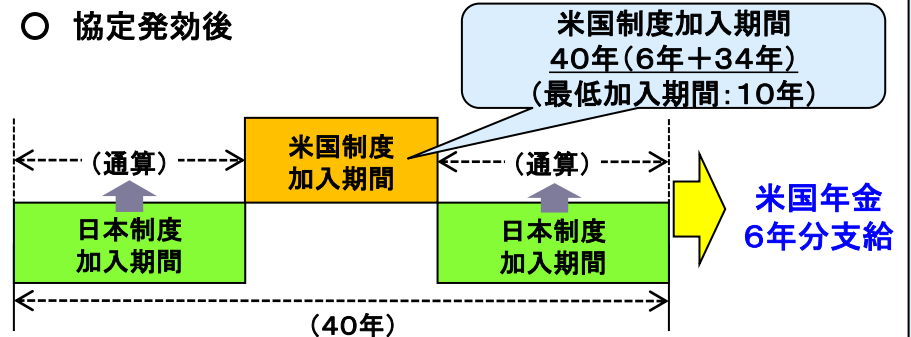
○ 協定発効前



⇒ 米国制度加入期間のみでは、米国年金の最低加入期間を満たさないため、米国年金は受給できない。

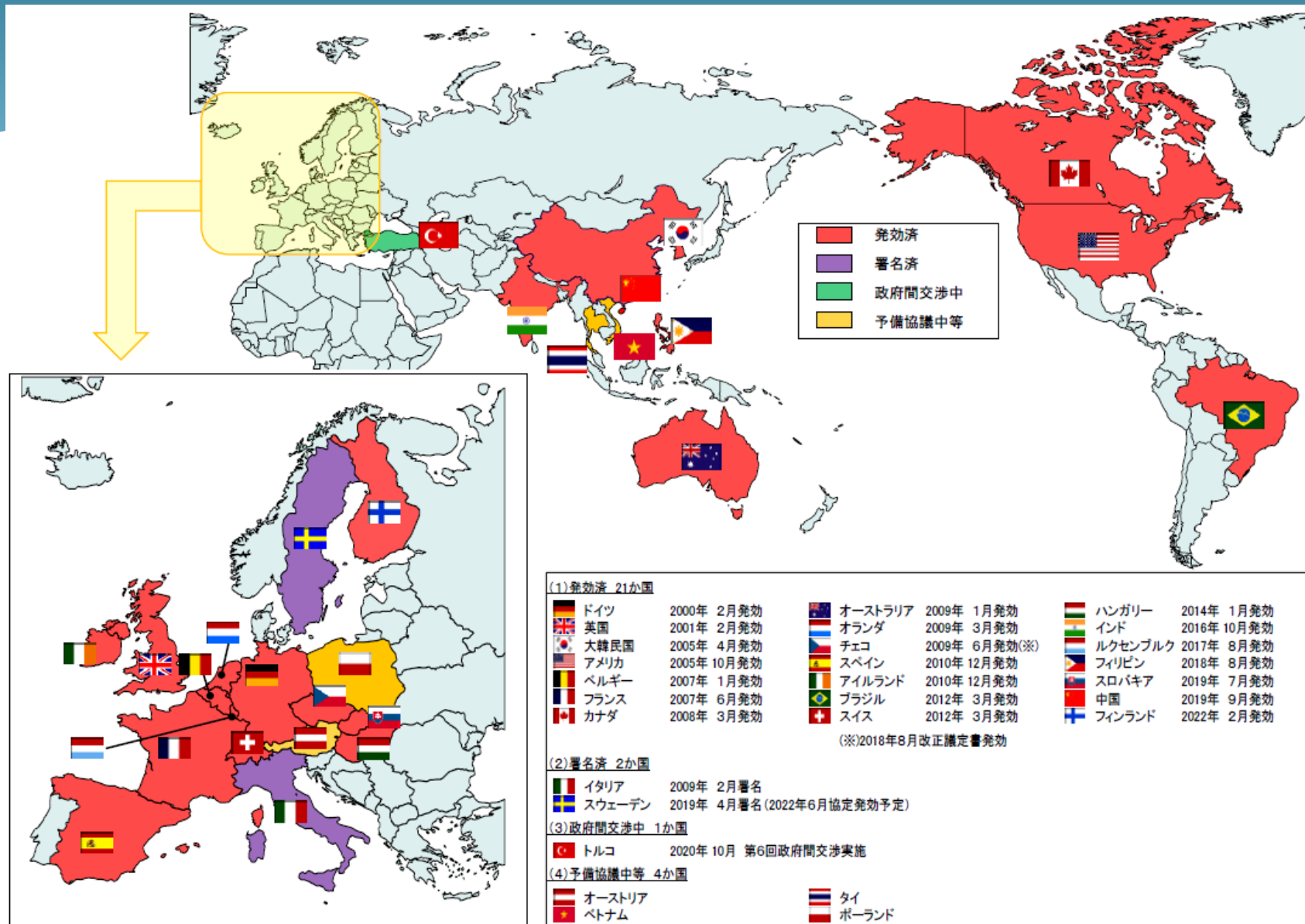
加入期間の通算

○ 協定発効後



⇒ 日本制度にのみ加入していた期間（34年）が通算されることで、米国年金の最低加入期間を満たすため、米国年金を受給できる（ただし、受給額は6年分（日本の年金は34年分））。


















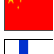


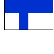
社会保障協定の締結状況(2022年3月28日現在)



(出典:厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/shakaihoshou.html>)



社会保障協定の締結状況(再掲) (2022年3月28日現在)

(1) 発効済 21か国


 ドイツ	2000年 2月発効	 オーストラリア	2009年 1月発効	 ハンガリー	2014年 1月発効
 英国	2001年 2月発効	 オランダ	2009年 3月発効	 インド	2016年 10月発効
 大韓民国	2005年 4月発効	 チェコ	2009年 6月発効(※)	 ルクセンブルク	2017年 8月発効
 アメリカ	2005年 10月発効	 スペイン	2010年 12月発効	 フィリピン	2018年 8月発効
 ベルギー	2007年 1月発効	 アイルランド	2010年 12月発効	 スロバキア	2019年 7月発効
 フランス	2007年 6月発効	 ブラジル	2012年 3月発効	 中国	2019年 9月発効
 カナダ	2008年 3月発効	 スイス	2012年 3月発効	 フィンランド	2022年 2月発効

(※)2018年8月改正議定書発効

(2) 署名済 2か国

 イタリア	2009年 2月署名
 スウェーデン	2019年 4月署名 (2022年6月協定発効予定)

(3) 政府間交渉中 1か国

 トルコ	2020年 10月 第6回政府間交渉実施
---	----------------------

(4) 予備協議中等 4か国

 オーストリア	 タイ
 ベトナム	 ポーランド



Ⅱ 日・スウェーデン社会保障協定の概要

日・スウェーデン社会保障協定について

発効日

2022年6月1日

対象となる社会保障制度

両国の年金制度が対象となります。

◆日本

厚生年金保険・国民年金

◆スウェーデン

所得に基づく老齢年金・保証年金

遺族年金・遺児手当

疾病補償・活動補償

【参考】日本年金機構HP(協定を結んでいる国との協定発効時期及び対象となる社会保障制度)

<https://www.nenkin.go.jp/service/shaho-kyotei/kunibetsu/20131220-02.html>

日・スウェーデン社会保障協定について

3つのポイント

- ① 二重負担の解消
- ② 年金保険期間の通算
- ③ 申請書の代理受理

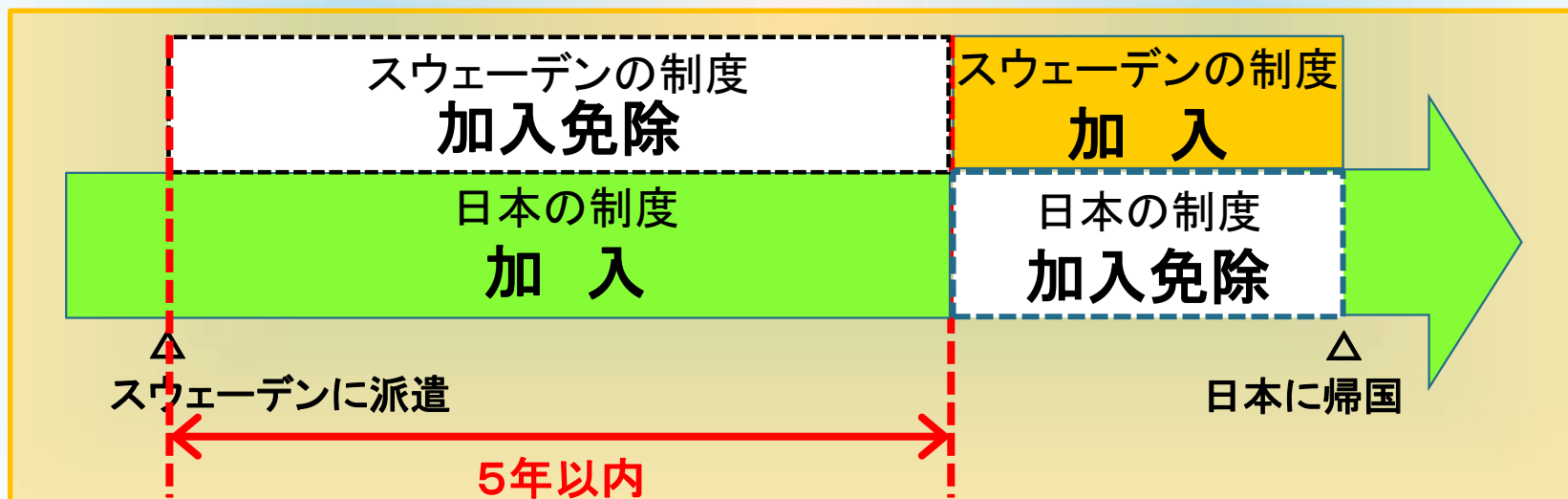
日・スウェーデン社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

適用調整のルール

- 就労している国の制度のみに加入することが**原則**となります。
- ただし、一定条件(予定された派遣期間が5年を超えない等)を満たす者は、例外的に派遣元国の制度のみに加入することとなります。

《例：日本の事業所からスウェーデンへ派遣される場合》



日・スウェーデン社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

加入免除期間の延長

- 本協定には、派遣期間が5年を超えることとなった場合の免除期間の延長に関する規定はありません。
- ただし、個別の事情を考慮し、両国の関係機関間の協議により合意した場合は、例外的に認めることはあり得ることについては両国で確認しています。
- なお、当初派遣から通算して5年を超えない期間の延長については、両国の関係機関間の協議により合意する必要はなく、延長の理由を考慮したうえで認められる場合があります。

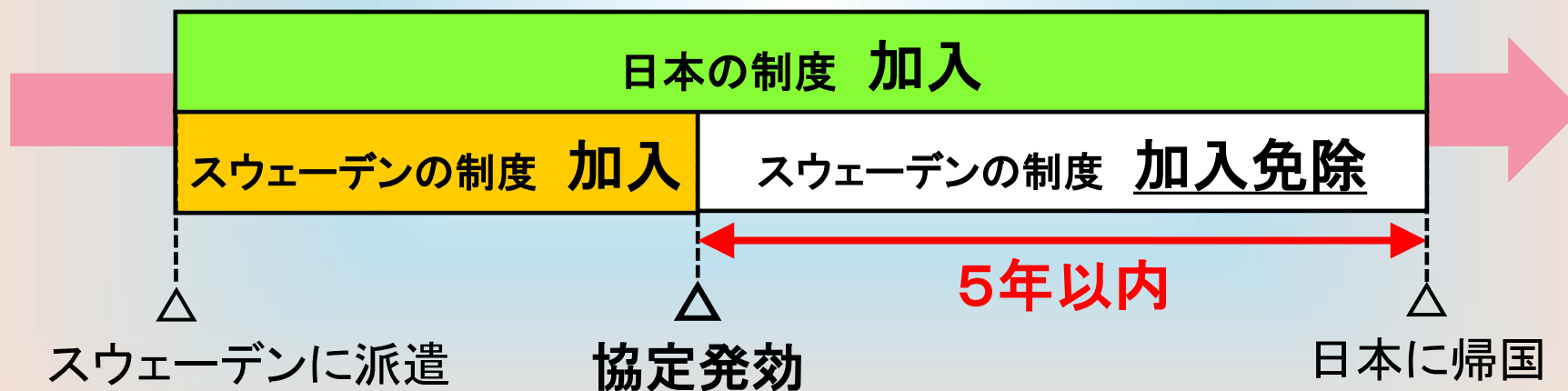
日・スウェーデン社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

協定発効前から派遣されている者について

協定発効日の時点において、既にスウェーデンに派遣され就労している場合、当該発効日を起算点として、予定された派遣期間が5年以内と見込まれる場合は、日本の制度のみに加え、スウェーデンの制度への加入が免除されます。

※5年を超える場合は、個別事情を考慮し例外的に延長が認められる可能性があります(P.10 参照)。



日・スウェーデン社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

厚生年金保険の特例加入制度

- 日本からスウェーデンに派遣された被用者のうち、スウェーデンの制度のみに加入する者（当初の派遣期間が5年を超える見込みの場合、5年を超える延長が認められない場合 等）については、日本の年金制度（強制加入）が加入免除となりますが、この場合、**厚生年金保険に任意加入**することができます（特例加入制度）。
- この場合、スウェーデンの年金制度（強制加入）及び日本の年金制度（任意加入）の双方に加入することになりますが、厚生年金保険に任意加入することにより、当該任意加入期間の厚生年金保険料拠出も考慮した年金給付が支給されることとなります。

【参考】日本年金機構HP 厚生年金保険特例加入被保険者資格取得申出書

<https://www.nenkin.go.jp/service/shaho-kyotei/shikumi/shinseisho/tenpu.html>

日・スウェーデン社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

同行する配偶者・子

日本からスウェーデンに派遣された被用者が、本協定によりスウェーデンの年金制度の加入を免除されている場合、その者に同行する配偶者・子は、スウェーデン国内で就労する場合を除き、スウェーデンの年金制度は適用されません。

※スウェーデンから日本に派遣された被用者が、本協定によりスウェーデンの法令の適用を受けている場合、その者に同行する配偶者・子は、一定の条件を満たす場合、日本の年金制度の加入を免除されます(ただし、配偶者・子が日本の年金制度への加入を希望する場合には、その限りではありません。)

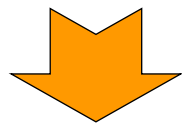
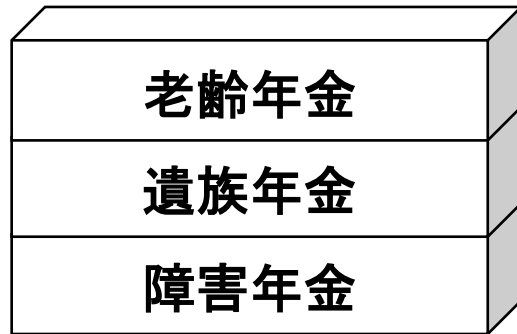
自営業者

日本で自営業者として就労し、日本の年金制度に加入している者が、スウェーデンで自営業者として一時的に自営活動を行う場合には、予定された自営活動の期間が5年を超えない場合は日本の年金制度のみに加入することになります(スウェーデンの年金制度の加入は免除されます。)

※5年を超える場合は、個別事情を考慮し例外的に延長が認められる可能性があります(P.10 参照)。

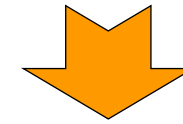
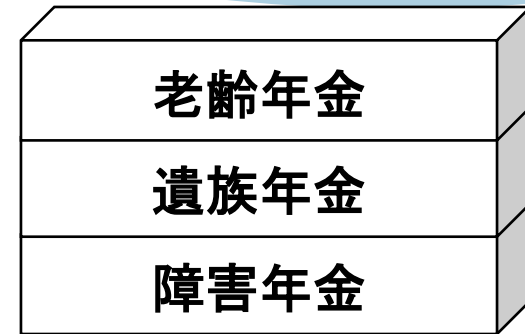
日・スウェーデン社会保障協定のポイント② ～年金保険期間の通算～

<日本の年金制度>



日本側実施機関が支給

<スウェーデンの年金制度>



スウェーデン側実施機関が支給

※一部の制度を除き
年金保険期間を通算
する必要のある制度は
ありません。

年金給付はそれぞれの国のルールで計算され支給されます。

日・スウェーデン社会保障協定のポイント②

～年金保険期間の通算～

年金保険期間の通算

- 年金の受給資格要件を満たすために、相手国の年金保険期間を算入することができます。

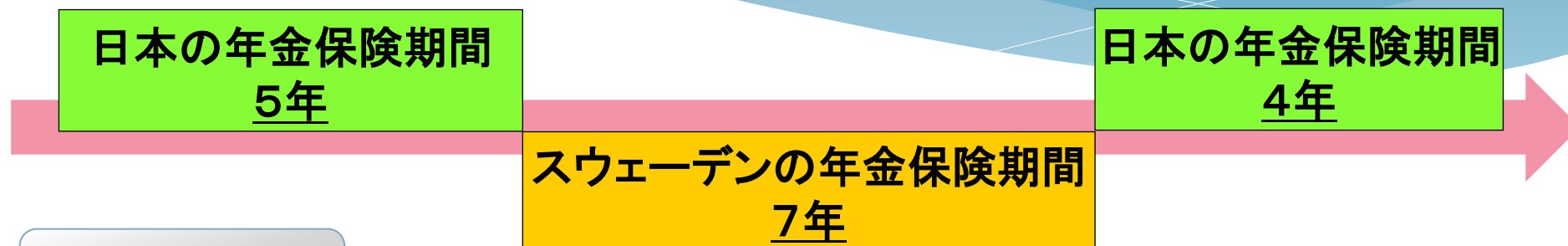
具体的には、

- ◆ 日本の老齢年金では、10年の最低加入期間が必要ですが、日本の期間だけでは10年を満たさない場合、日本の期間と重複しない限りにおいてスウェーデンの年金保険期間を足し合わせて要件を満たすことができます。
- ◆ スウェーデンの年金には基本的に最低加入期間はありませんが、一部の加入期間が受給資格要件となっている制度について、スウェーデンの期間だけでは要件を満たさない場合、日本の年金保険期間を足し合わせて要件を満たすことができます。

日・スウェーデン社会保障協定のポイント②

～年金保険期間の通算～

■ 日本の老齢年金について(ケーススタディ)



協定発効前

5年 + 4年 = 9年 < 10年 (日本の老齢年金の最低加入期間) → 不支給

協定発効後

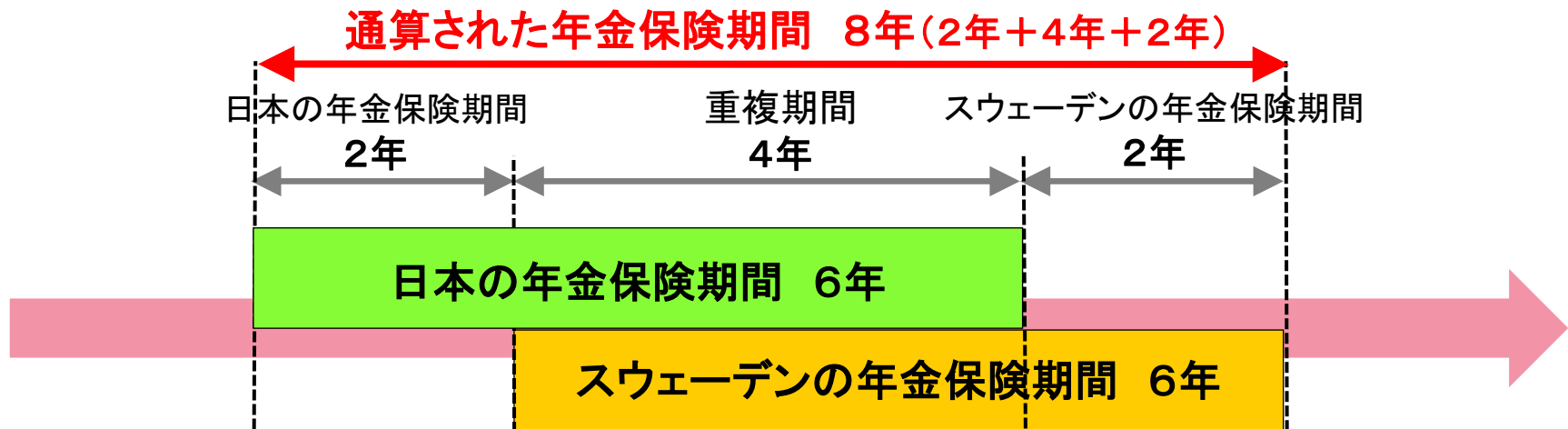
9年 (5年 + 4年) + 7年 = 16年 > 10年 (日本の老齢年金の最低加入期間) → 支給

ただし、日本の年金給付額は日本の年金保険期間に基づいて計算されます。(上記例の場合は9年分)

日・スウェーデン社会保障協定のポイント②

～年金保険期間の通算～

■ 重複する年金保険期間がある場合の扱い



両国の年金保険期間で重複した期間はダブルカウントしません。

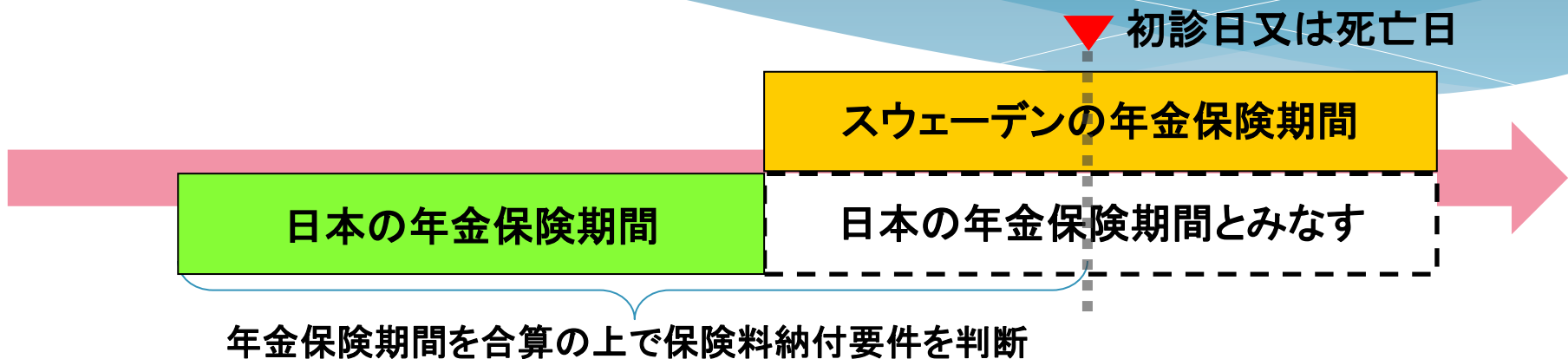
→上記例の場合には、日本の老齢年金の最低加入期間(10年)を満たしません。

日・スウェーデン社会保障協定のポイント②

～年金保険期間の通算～

■ 日本の障害年金及び遺族年金について

(スウェーデン年金制度に加入中に初診日又は死亡日があった場合の例)



○日本の障害年金・遺族年金には「初診日・死亡日において日本の年金制度に加入していること」という支給要件がありますが、初診日又は死亡日がスウェーデンの年金制度に加入中である場合には、これらが日本の年金制度に加入中であつたものとみなすこととなります。

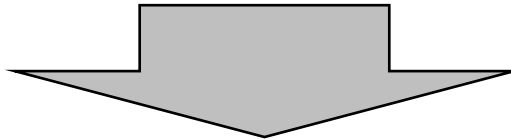
○日本の年金保険期間だけでは保険料納付要件(初診日・死亡日の前々月までの保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が全被保険者期間の3分の2以上であること等)を満たさない場合には、スウェーデンの年金保険期間を日本の年金保険期間とみなしてこの要件を満たすことができるか判断します。

日・スウェーデン社会保障協定のポイント③

～申請書の代理受理～

協定発効前

- 日本年金の申請は日本の年金担当窓口へ、スウェーデン年金の申請はスウェーデンの年金担当窓口へ行っていただくこととなります。



協定発効後

- 日本の年金事務所の窓口で、スウェーデン年金の申請が可能となります。
- スウェーデンの年金担当窓口で、日本年金の申請が可能となります。



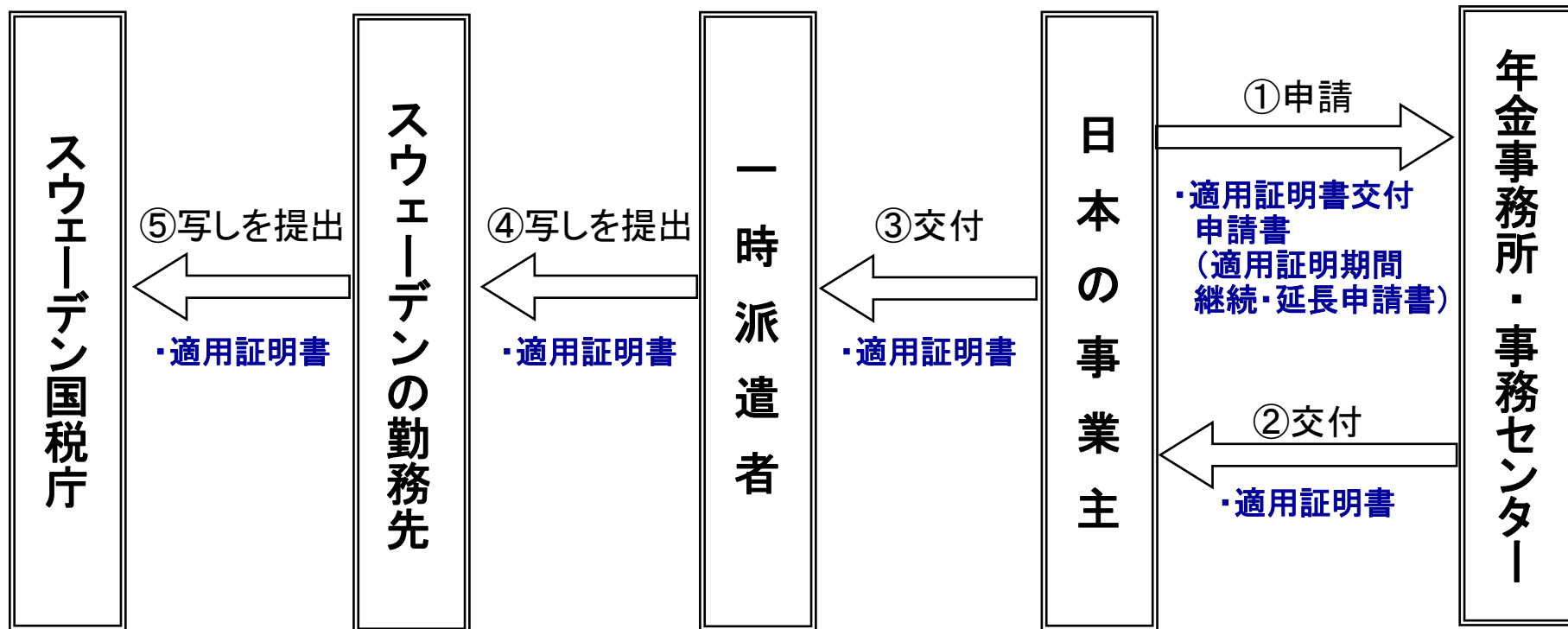
Ⅲ 日・スウェーデン社会保障協定における手続き

(1) 日本からスウェーデンへ派遣されて就労する場合

日・スウェーデン社会保障協定の手続き～全体概要～ (日本からスウェーデンへの派遣)

スウェーデン年金制度の加入免除を受けるには、原則として派遣前に日本年金機構(年金事務所又は事務センター)から「**適用証明書**」の交付を受ける必要があります。

■ 適用証明書の交付及び加入免除にかかる手続き



日・スウェーデン社会保障協定の手続き～適用証明書～ (日本からスウェーデンへの派遣)

〔スウェーデンに派遣される前の手続き〕

- スウェーデンへの派遣前に日本年金機構(年金事務所又は事務センター)に「適用証明書」の交付申請をしてください。

〔スウェーデンに派遣された後の手続き〕

- スウェーデンへ派遣された後は、派遣先のスウェーデンの事業所へ証明書の写しを提出してください。スウェーデン当局から証明書の提示を求められたときは、提示してください。
- 協定発効前よりスウェーデンに派遣され、スウェーデンの年金制度に加入している被用者の方については、派遣先の事業所からスウェーデン国税庁に対して、スウェーデン年金制度の加入免除の手続きを行ってください(その際には日本側で交付された適用証明書の写しを提出してください)。

日・スウェーデン社会保障協定の手続き～適用証明書～ (日本からスウェーデンへの派遣)

■ 適用証明書(日本側交付分)

(表)

社会保障に関する日本国とスウェーデン王国との間の協定 KONVENTION MELLAN JAPAN OCH KONUNGARIKET SVERIGE OM SOCIAL TRYGGHET		JP/ISE101
スウェーデンで就労する被用者/自営業者のための日本国公的年金各法の適用に関する証明書 Intyg om fortsatt försäkring enligt lagstiftningen om de japanska pensionssystemen för personer som arbetar i Sverige		
・ 協定第7条、第8条、第9条2及び第10条 / Artikel 7, 8, 9.2 och 10 i avtalet ・ 行政取決め第4条 / Artikel 4 i det Administrativa Avtalet		
1 <input type="checkbox"/> 被用者 / Arbetstagare <input type="checkbox"/> 自営業者 / Egen företagare		
氏 / Efternamn 名 / Förnamn 生年月日 / Födelsedatum 年/År 月/Månad 日/Dag (ローマ字 / medföretskölsbrev) 日本国における住所 / Permanent adress i Japan 日本の基礎年金番号 / Japanskt grundpensionsnummer		
2 日本国における事業所 / Arbetsplats i Japan 事業所名 / Företagets namn 所在地 / Adress		
3 スウェーデンにおける事業所 / Arbetsplats i Sverige 事業所名 / Företagets namn 所在地 / Adress		
4 証明 / Intygande 上記1にあげられた者は、次の協定条文中に該当するため、以下の期間、日本の公的年金制度(協定第2条1)について法の適用を受ける。 Personen som avses i punkten 1 omfattas av lagstiftningen i de japanska pensionssystemen (artikel 2.1 i avtalet) för löstperioden nedan, i enlighet med följande artikel i avtalet. 該当条文 / Artikel 期間 / Perioden 年/År 月/Månad 日/Dag ~ 年/År 月/Månad 日/Dag		
5 日本の連絡機関 / Japanska förbindelseorganet 名称 / Namn 印 / Stämpel 所在地 / Adress 年月日 / Datum 年/År 月/Månad 日/Dag		

(裏)

(注 意 事 項)

- この証明書は、あなたが日本の公的年金制度に継続して適用されていることを証明するものです。
この証明書は、裏面4に記載されている証明期間中、スウェーデンの公的年金制度の適用が免除される根拠となりますので、大切に保管してください。
- 派遣先のスウェーデンの事業所へ証明書の写しを提出してください。スウェーデンの当局から証明書の提示を求められたときは、提示してください。
- この証明書を紛失またはき損したとき、もしくは記載内容に変更が生じたときは、直ちに、この証明書の交付申請をした年金事務所等に再交付の申請をしてください。
- この証明書の証明期間が、不測の事情により延長となるときは、証明期間が終了する前に、この証明書の交付申請をした年金事務所等にご相談ください。

Note:

- Det här intyget är ett bevis om att du är fortsatt omfattas av de japanska pensionssystemen. Det intygar att du undantas från regeln om obligatorisk försäkring i Sverige under den period som anges i 4 på första sidan. Du bör spara intyget.
- Vänligen bifoga en kopia av detta intyg till din arbetsgivare i Sverige. Om du ombes visa upp intyget av en myndighet i Sverige ska du göra det.
- Om du skulle förlora intyget, det förstörs eller om det sker någon förändring, ska du eller din arbetsgivare i Japan omedelbart skicka in en ny ansökan till japanska pensionsservicens platskontor i Japan (Branch Office of the Japan Pension Service) för nytt uttalande eller uppdatering av intyget.
- Om perioden som anges i intyget behöver förlängas av oförutsedda skäl, ska du eller din arbetsgivare kontakta den japanska pensionsservicens platskontor i Japan (Branch Office of the Japan Pension Service) som uttårade detta intyg.

日・スウェーデン社会保障協定の手続き～適用証明書～ (日本からスウェーデンへの派遣)

【記入の注意点】

⑫スウェーデンにおける事業所の名称、
⑬スウェーデンにおける事業所の所在地、
⑩被保険者氏名はローマ字(大文字
ブロック体)で記入してください。

「日本の事業所から派遣された被用者が、派遣元事業主の命によりスウェーデン国内で就労する」に該当する場合、「140」に✓を記入してください。

⑩就労の開始予定年月日は、協定の発効日(2022年6月1日)以降です。

最長5年間相手国制度の加入が免除されます。
このため、就労の開始年月日が協定発効日の2022年6月1日の場合、⑪就労の終了予定年月日は最長で2027年5月31日です。

様式コード 2 2 4 3 0 2 2	届書コード 2 4 3 0	厚生センター長 局長	駐在館センター長 副長	グループ長 担当	担当者
------------------------------------	--------------------------------	---------------	----------------	-------------	-----

日・スウェーデン社会保障協定 厚生年金保険 適用証明書交付申請書

令和 年 月 日提出

① 事業所の記号 ② 被保険者整理番号 ③ 生年月日 ⑦ 個人番号(または基礎年金番号)

01 | いろは | 1234 | 63 | 04 | 01 | XXXXXXXXXX

④ 被保険者氏名 ⑤ 性別 ⑥ 日本国における被保険者住所 ⑦ 協定相手国

年金 太郎 | 男 | 〒 | 東京都杉並区高井戸西X-Y-Z | (スウェーデン)

⑧ 就労の形態

140. 日本国内の事業所からスウェーデン国内の事業所へ一時的(5年以内の見込)に派遣される場合 (協定第7条1該当)

00. 被用者としてスウェーデン船舶の海上航行船舶において就労するが、雇用者の所在する国が日本である場合 (協定第8条1該当)

142. 被用者として国際運輸に従事する航空機において就労する場合(雇用者の所在する国が日本である) (協定第8条2該当)

143. 上記以外でスウェーデン国内の事業所で就労するが、スウェーデンの制度が適用されることにより不利益を被る場合 (協定第10条該当)
*「備考」欄にどのような不利益を被るかを具体的に記入してください。

⑩ 就労の開始予定年月日 ⑪ 就労の終了予定年月日

(西暦)年 月 日 (西暦)年 月 日
2022.06.01 | 2027.05.31

⑫ スウェーデンにおける事業所名称 *ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。

IROHA XXX S.R.O.

⑬ スウェーデンにおける事業所の所在地 *ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。

XXX XX STOCKHOLM KINGDOM OF SWEDEN

⑭ 適用証明書要否 ⑮ 被保険者氏名 *ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。

※ 0. 要 1. 否 姓 NENKIN 名 TARO

備考

※日本年金機構のホームページから入手可能

適用証明書には日本年金機構に届出されている住所が表示されます。日本年金機構に届出されている住所と異なる住所を希望する場合、住所変更届の提出が必要です。

⑫スウェーデンにおける事業所の名称は、50文字を超える場合は手書きとなります。可能な限り、50文字以内としていただくようご協力をお願いします。

⑬スウェーデンにおける事業所の所在地は、75文字を超える場合は手書きとなります。建物名や国名を省略する等、可能な限り、75文字以内としていただくようご協力をお願いします。

裏面を理解したうえで、上記のとおり申請します。

受付日付印

事業所の所在地
(名称) 168-XXXX
東京都杉並区高井戸西X-Y-Z
(事業主氏名) 株式会社 イロハ商事
代表取締役 色葉 正二
(電話) (03)-(XXXX)-(XXXX)

社会保障労働士登録簿
氏名等

日・スウェーデン社会保障協定の手続き～加入免除期間の延長～ (日本からスウェーデンへの派遣)

加入免除期間の延長の手続き

日本の事業主から日本年金機構(年金事務所又は事務センター)に対して「**適用証明期間継続・延長申請書**」を提出してください。

[加入免除期間の延長について(再掲)]

- 本協定には、派遣期間が5年を超えることとなった場合の免除期間の延長に関する規定はありません。
- ただし、個別の事情を考慮し、両国の関係機関間の協議により合意した場合は、例外的に認めることはあり得ることは両国で確認しています。
- なお、当初派遣から通算して5年を超えない期間の延長については、両国の関係機関間の協議により合意する必要はなく、延長の理由を考慮したうえで認められる場合があります。



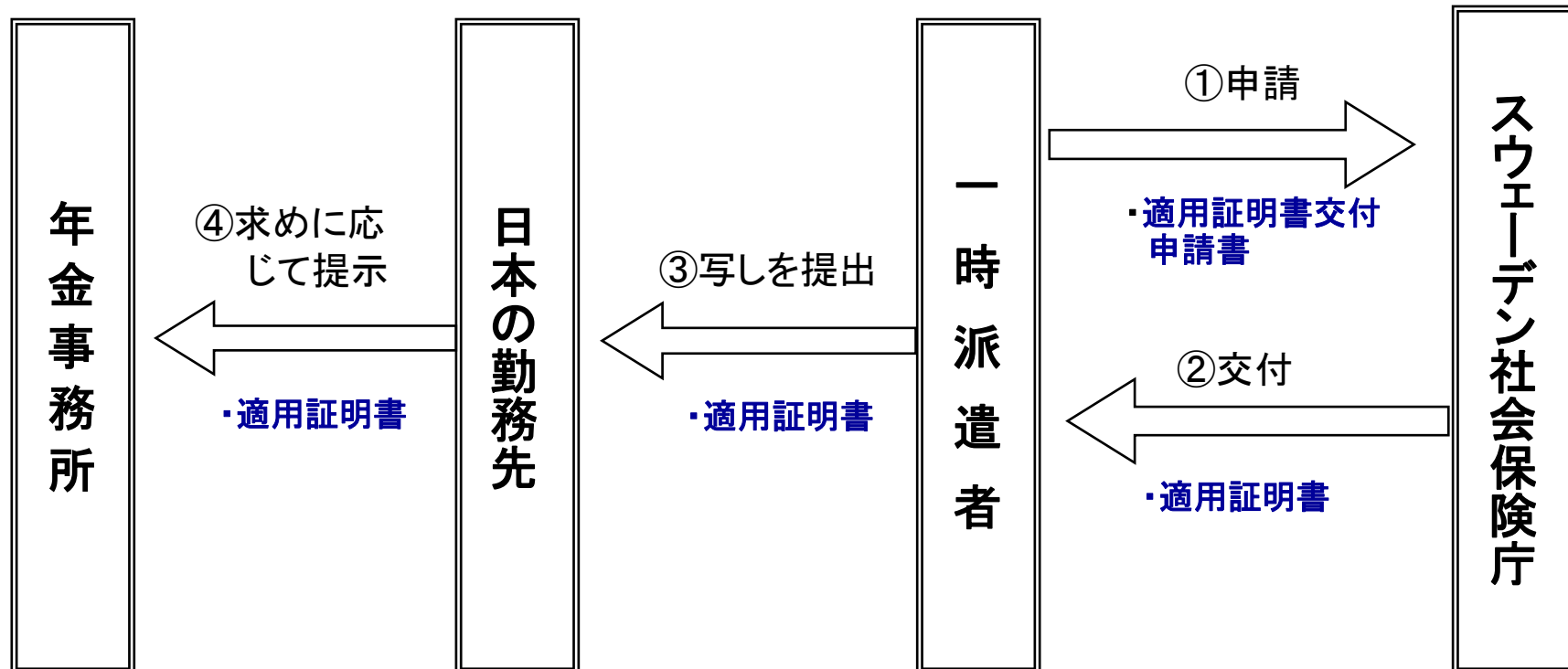
Ⅲ 日・スウェーデン社会保障協定における手続き

(2) スウェーデンから日本へ派遣されて就労する場合

日・スウェーデン社会保障協定の手続き～適用証明書～ (スウェーデンから日本への派遣)

日本の年金制度の加入免除を受けるためには、原則として派遣前にスウェーデン社会保険庁から「**適用証明書**」の交付を受ける必要があります。

■ 適用証明書の交付及び適用免除にかかる手続き



日・スウェーデン社会保障協定の手続き～適用証明書～ (スウェーデンから日本への派遣)

〔日本に派遣される前の手続き〕

- 日本への派遣前にスウェーデン社会保険庁に「適用証明書」の交付申請をしてください。

〔日本に派遣された後の手続き〕

- 日本への派遣後は、求めに応じ、日本の年金事務所に対してスウェーデンで交付された適用証明書を提示してください。
- 協定発効前より日本に派遣され就労している被用者の方は、スウェーデンで交付された適用証明書を日本の年金事務所等に提示のうえ、「資格喪失届」を提出してください。

<「厚生年金保険 被保険者資格喪失届」の記入の留意点>

「⑥喪失(不該当)原因」欄では、
「11. 社会保障協定」を選択してください。

⑥ 喪失 (不該当) 原因	4. 退職等 (令和 年 月 日退職等)
	5. 死亡 (令和 年 月 日死亡)
	7. 75歳到達(健康保険のみ喪失)
	9. 障害認定(健康保険のみ喪失)
	11. 社会保障協定

日・スウェーデン社会保障協定の手続き～適用証明書～ (スウェーデンから日本への派遣)

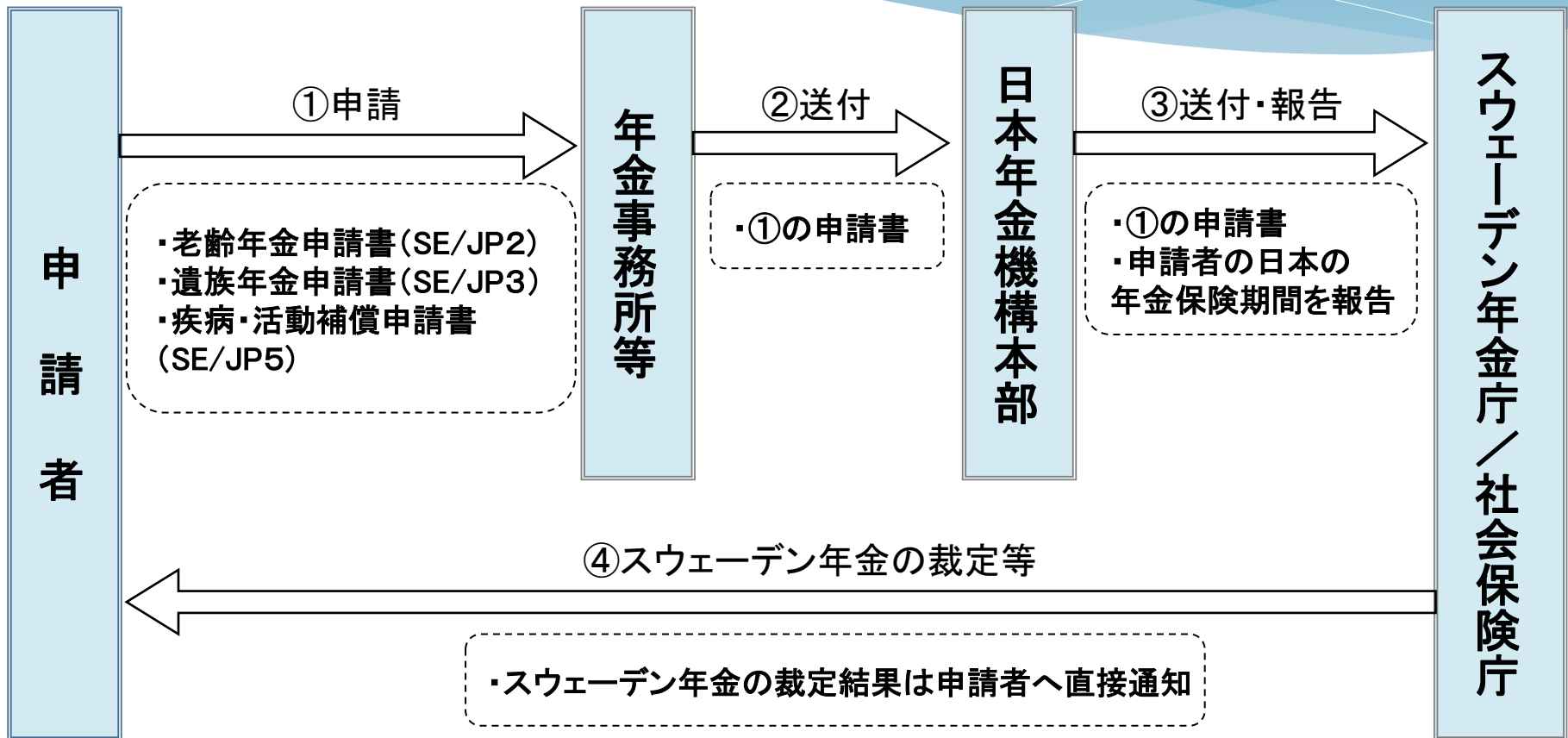
■ 適用証明書(スウェーデン側交付分)

 Försäkringskassan Swedish Social Insurance Agency	Intyg om tillämplig lagstiftning 適用に関する証明書	1(2) SE/JP101
Konvention om social trygghet mellan Konungariket Sverige och Japan 社会保障に関する日本国とスウェーデン王国との間の協定		
<i>Artiklarna 7, 8, 9.2 och 10 i avtalet</i> <i>Artikel 4 i tillämpningsöverenskommelsen</i> 協定第7条、第8条、第9条2及び第10条 行政取決め第4条		
1. Arbetstagare / 被保険者		
Efternamn / 姓 _____ Förnamn / 名 _____ Födelsedatum (dag, månad, år) / 生年月日 (日、月、年) _____ Personnummer / 個人番号 _____ Bostadsadress i Sverige / スウェーデンにおける住所 _____		
2. Arbetsgivare i Sverige / スウェーデンにおける事業所		
Arbetsgivarens namn / 事業所名 _____ Adress / 所在地 _____ Organisationsnummer / 事業所番号 _____		
3. Företag i Japan / 日本国における事業所		
Företagets namn / 事業所名 _____ Adress / 所在地 _____		
4. Intygande / 証明		
Övannämnda arbetstagare är omfattad av svensk lagstiftning 上記の被保険者はスウェーデン法合の適用を受ける		
<input type="checkbox"/> dag, månad, år _____ <input type="checkbox"/> dag, månad, år _____ från _____ till _____ から _____ まで _____		
Under denna period omfattas arbetstagaren av sjukersättning, aktivitetsersättning, garantipensioner, inkomstgrundande ålderspensioner, efterlevandepensioner och efterlevandestöd till barn. この期間中、被保険者は疾病補償、活動補償、保証年金、所得に基づく老齢年金、遺族年金及び遺児手当に関する法令の適用を受ける。		
Fyll i relevant ruta med ett kryss 関連する項目に×印をつける		
<input type="checkbox"/> Artikel 7.1 Utsändning 7条1 派遣		
<input type="checkbox"/> Artikel 7.2 Utsänd egen företagare 7条2 自営業者の派遣		
<input type="checkbox"/> Artikel 8.1 Besättningspersonal på havsgående fartyg 8条1 海上航行船舶の乗組員		
<input type="checkbox"/> Artikel 8.2 Besättningspersonal på flygplan 8条2 航空機の乗組員		
<input type="checkbox"/> Artikel 9.2 Statliga tjänstemän 9条2 公務員		
<input type="checkbox"/> Artikel 10 Undantag från artiklarna 6 till 9 10条 6条から9条までの規定の例外		

2(2)	
5. Medföljande familjemedlemmar i enlighet med artikel 11 (i förekommande fall) 11条に基づく同行家族 (該当する場合は)	
Efternamn / 姓 _____ Förnamn / 名 _____ Födelsedatum (dag, månad, år) / 生年月日 (日、月、年) _____ Personnummer / 個人番号 _____ Bostadsadress i Sverige / スウェーデンにおける住所 _____	
Efternamn / 姓 _____ Förnamn / 名 _____ Födelsedatum (dag, månad, år) / 生年月日 (日、月、年) _____ Personnummer / 個人番号 _____ Bostadsadress i Sverige / スウェーデンにおける住所 _____	
Efternamn / 姓 _____ Förnamn / 名 _____ Födelsedatum (dag, månad, år) / 生年月日 (日、月、年) _____ Personnummer / 個人番号 _____ Bostadsadress i Sverige / スウェーデンにおける住所 _____	
Efternamn / 姓 _____ Förnamn / 名 _____ Födelsedatum (dag, månad, år) / 生年月日 (日、月、年) _____ Personnummer / 個人番号 _____ Bostadsadress i Sverige / スウェーデンにおける住所 _____	
6. Behörig institution / 実施機関	
Behörig institution (namn och adress) / 実施機関 (名称及び所在地) Försäkringskassan Försäkringsstillhörighet Box 1164 621 22 VISBY	
Datum (dag, månad, år) / 日付 (日、月、年) _____	Stämpel / 印 _____
Underskrift / 署名 _____	

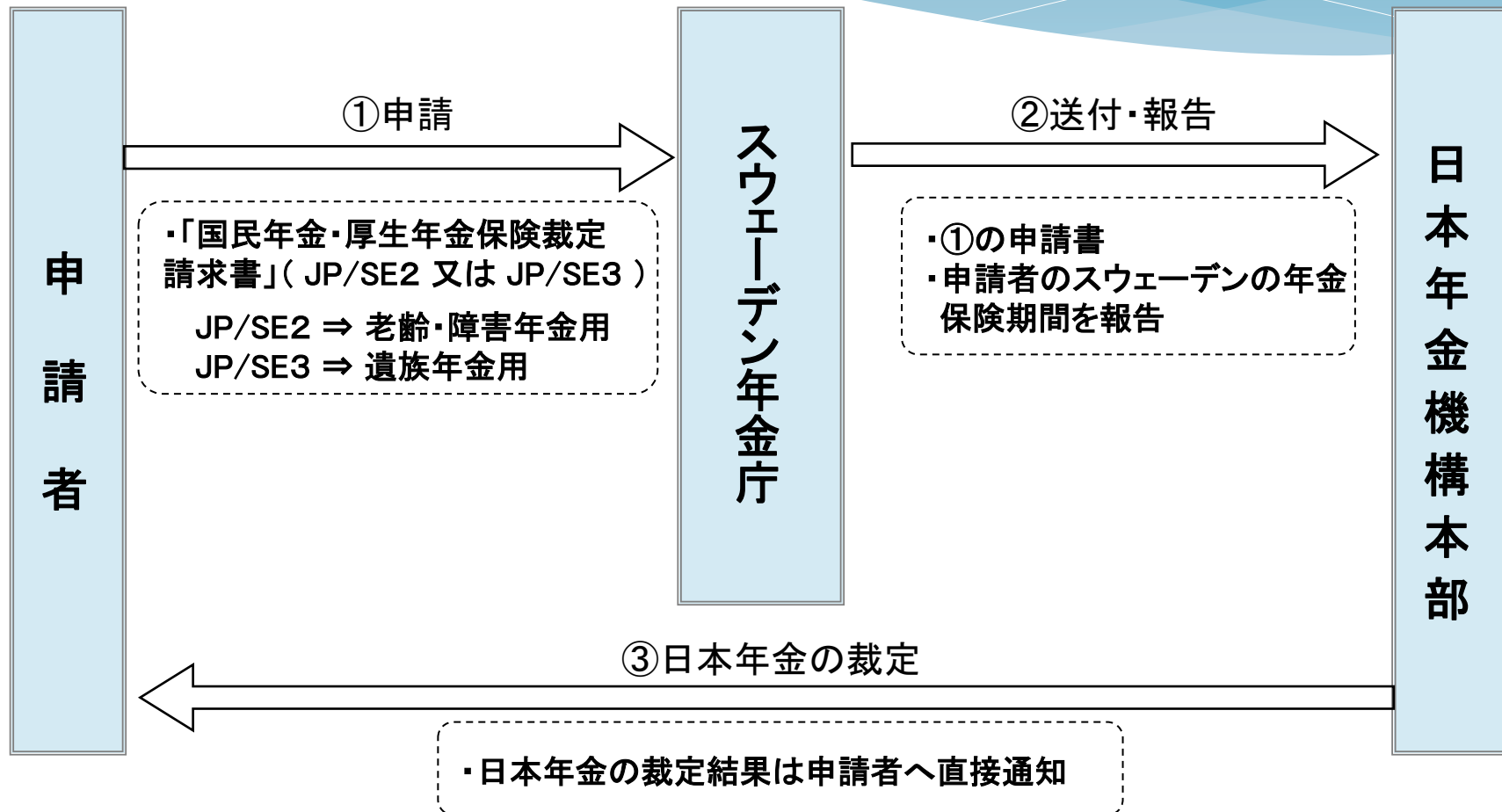
日・スウェーデン社会保障協定の手続き ～スウェーデン年金の申請～

- スウェーデンの年金保険期間を有する日本居住者が、スウェーデンの年金を請求する場合の流れ



日・スウェーデン社会保障協定の手続き ～日本年金の申請～

- 日本の年金保険期間を有するスウェーデン居住者が、日本の年金を請求する場合の流れ



IV 各種問い合わせ先

日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoku/shaho-kyotei/>

または

日本年金機構 社会保障協定

検索



- 社会保障協定の概要・手続きを説明
- 各申請書が入手可能
- 協定相手国のホームページのリンク先を掲載



- 直近の協定発効状況を掲載



社会保障協定

ページID : 140010060-195-291-297 更新日 : 2022年1月17日 印刷

社会保障協定とは何ですか？ 社会保障協定を締結する背景・目的

国際的な交流が活発化する中、企業から派遣されて海外で働くことや、将来を海外で生活される方が年々増加しています。海外で働く場合は、働いている国の社会保障制度に加入する必要がありますが、日本から海外に派遣された企業駐在員等については、日本の社会保障制度との保険料と二重に負担しなければならない場合が生じています。また、日本や海外の年金を受け取るためには、一定の期間その国の年金に加入しなければならない場合があるため、その国で負担した年金保険料が年金受給につながらないことがあります。社会保障協定は、以上を踏まえ、以下2点を目的として締結しています。

- ・「保険料の二重負担」を防止するために加入するべき制度を二国間で調整する（二重加入の防止）
- ・年金受給資格を確保するために、両国の年金制度への加入期間を通算することにより、年金受給のために必要とされる加入期間の要件を満たしやすくする（年金加入期間の通算）

各国との社会保障協定発効状況および協定相手国の情報

2022年2月1日時点における、社会保障協定の発効状況は以下のとおりです。日本は23カ国と協定を署名済みで、うち21カ国は発効済みです。
（注）英国、韓国、イタリア（未発効）および中国との協定については、「保険料の二重負担防止」のみとなります。

協定が発効済の国

以下をクリックすると協定相手国ごとの情報（リンク）をご覧いただけます。



ドイツ



英国



韓国



アメリカ



ベルギー



フランス

日本側の問い合わせ先

〔社会保障協定の手続きに関する問い合わせについて〕 年金事務所

【日本年金機構ホームページ(全国の相談・手続き窓口)】

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

〔一般的な年金相談に関する問い合わせについて〕 ねんきんダイヤル

(日本国内からおかけになる場合には)

0570-05-1165(ナビダイヤル)

(海外からおかけになる場合等には)

+81-3-6700-1165 (一般電話)

※通話料は発信者負担となります

※受付時間等の詳細は[日本年金機構のホームページ](#)でご確認ください。

スウェーデン側の問い合わせ先

〔適用証明書の発行、疾病・活動補償について〕
スウェーデン社会保険庁 (Försäkringskassan)
<https://www.forsakringskassan.se/>

〔老齢・遺族年金について〕
スウェーデン年金庁 (Pensionsmyndigheten)
<https://www.pensionsmyndigheten.se/>

〔年金保険料の支払い・免除について〕
スウェーデン国税庁 (Skatteverket)
<https://www.skatteverket.se/>